

証券コード 2389  
平成27年3月12日

株 主 各 位

東京都千代田区四番町6番  
株式会社オプト  
代表取締役社長 鉢 嶺 登

### 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年3月27日（金曜日） 午後3時
  2. 場 所 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル  
当社 5階会議室
  3. 株主総会の目的事項  
報告事項
    1. 第21期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査  
役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第21期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                             |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件                           |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件                             |
| 第4号議案 | 取締役5名選任の件                            |
| 第5号議案 | 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）<br>継続の件 |

以 上

~~~~~  
(お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へ  
ご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、  
本招集ご通知をご持参ください。

(お知らせ) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社WEBサイト  
(<http://www.opt.ne.jp/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業の経過及び成果

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告の国内市場は、景気回復の影響もあり、スマートフォンやタブレット端末をはじめとしたスマートデバイスや、動画広告の台頭に加えて、検索連動広告に代表される運用型広告や、リアルタイムで広告掲載の入札を行うターゲティング広告などが引き続き高い成長を遂げました。これらの結果、平成26年には1兆519億円にまで拡大し、テレビ広告に次ぐ市場として継続的に成長しております。(株式会社電通発表)

また、当社グループの注力分野でもあり積極投資を行っている動画関連分野やオムニチャネル等の新分野についても市場成長が急速に顕在化しつつあり、当連結会計年度におきましては「投資の年」と位置付け、積極的に投資を行ってまいりました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における売上高は66,984百万円(前連結会計年度比0.9%減)となり、営業利益4,471百万円(前連結会計年度比243.9%増)、経常利益4,067百万円(前連結会計年度比268.1%増)、当期純利益1,092百万円(前連結会計年度比79.0%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### <広告・ソリューション事業分野>

当事業においては、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOソリューションサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネルの開発販売を行っております。株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築及び中古物件情報のクラシファイド広告、ソウルドアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社がSEOソリューションサービス及びメディアコンサルティングサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。

第1四半期連結会計期間より、動画配信プラットフォームを提供するスキルアップ・ビデオテクノロジー株式会社、オムニチャネルソリューションを提供する株式会社コネクトム(新規設立)、及び検索連動型広告を運用する株式会社サーチライフを連結の範囲に含め、第2四半期連結会計期間より、インターネット関連業務全般を手掛ける株式会社ライトアップ及びWEBマーケティングコンサル、コミュニケーションメディア事業を展開する株式会社デジミホの株式を取得したことにより連結の範囲に含めております。また第3四半期連結会計期間より、スマートデバイスのネイティブ広告を開発・提供する株式会社

グルーバー（新規設立）を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度においては、株式会社エスワンオーインタラクティブ、スキルアップ・ビデオテクノロジーズ株式会社及び単体におけるソーシャル広告、動画広告を筆頭に、アドネットワーク広告やアフィリエイト広告が好調に推移いたしました。また、当社オリジナル商品の拡販に向け、引き続き積極的な人員投資及び開発投資を行いました。

一方で事業拡大に向け先行投資を行った子会社において、投資コストを補う業績をあげることができず、当事業の売上高は56,564百万円（前連結会計年度比3.2%減）、営業利益79百万円（前連結会計年度比88.7%減）となりました。

#### <データベース事業分野>

当事業においては、単体でインターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN（アドプラン）」シリーズの開発販売を行っております。また、株式会社Platform IDがオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost（クロスト）」シリーズの開発販売を行っております。

当連結会計年度においては、株式会社Platform IDのXrostシリーズの追加開発投資を第1四半期連結会計期間より引き続き積極的に行ってまいりましたが、開発及び販売コストを補うには至らず、当事業の売上高は2,106百万円（前連結会計年度比32.8%減）、営業損失9百万円（前連結会計年度は453百万円の営業利益）となりました。

#### <ソーシャル&コンシューマ事業分野>

当事業においては、株式会社マルチメディアスクール・ウェーブがIT-Web系に特化した技術者育成事業を行ってまいりました。

当事業の売上高は2,382百万円（前連結会計年度比0.7%増）、営業利益152百万円（前連結会計年度比420.6%増）となりました。

#### <海外事業分野>

当事業においては、韓国のeMFORCE Inc. がインターネット広告サービスの提供、OPT America, Inc. が米国展開及び情報収集、台湾のglocom, Inc. がインターネット広告の運用事業等を行ってまいりました。

当事業の売上高は1,750百万円（前連結会計年度比49.8%減）、営業損失119百万円（前連結会計年度は165百万円の営業損失）となりました。

<投資育成事業分野>

当事業においては、単体において当社グループの知見や人的ネットワークを活用して投資先を発掘するとともに、当社グループの経営資源を活用しながら投資先の成長支援を積極的に行っております。

当連結会計年度においては、引き続き注力分野として新規投資先の開拓及び投資実行を行ってまいりました。

以上の結果、当事業の売上高は4,859百万円（前連結会計年度比711.0%増）、営業利益4,375百万円（前連結会計年度は273百万円の営業利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

- ①マーケティングノウハウのさらなる向上
- ②当社グループ自社商品による収益性の向上・独自性の明確化
- ③データベース事業の規模拡大
- ④顧客営業力の強化
- ⑤メディアとの関係性の強化
- ⑥ガバナンスとスピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ⑦生産性向上のためのITインフラ整備
- ⑧社員教育の強化

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの運転資金として、金融機関より長期借入金として7,502百万円の調達を行いました。なお、長期借入金のうち664百万円につきましては、当連結会計年度末時点から起算して1年以内に返済期日が到来する長期借入金となっております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

| 区分             | 第18期<br>(平成23年12月期) | 第19期<br>(平成24年12月期) | 第20期<br>(平成25年12月期) | 第21期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年12月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 62,260,552          | 78,909,290          | 67,624,291          | 66,984,083                       |
| 経常利益 (千円)      | 1,294,971           | 1,355,893           | 1,105,117           | 4,067,417                        |
| 当期純利益 (千円)     | 600,803             | 830,705             | 610,726             | 1,092,901                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 4,031.95            | 28.23               | 20.73               | 40.68                            |
| 総資産 (千円)       | 30,784,993          | 36,838,321          | 39,656,268          | 39,436,451                       |
| 純資産 (千円)       | 18,538,786          | 19,618,539          | 25,166,422          | 17,703,879                       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算定しております。  
2. 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

特記すべき事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金       | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                              |
|-------------|-----------|--------------|--------------------------------------|
| (株) クラシファイド | 119,805千円 | 66.0%        | クラシファイド広告の企画・販売                      |
| クロスフィニティ(株) | 30,000千円  | 90.0%        | SEOソリューションサービス及び<br>メディアコンサルティングサービス |
| ソウルドアウト(株)  | 50,000千円  | 100.0%       | 中堅・ベンチャー企業向け広告代理                     |

(注) 当社の連結子会社は、上記の会社を含め16社であります。

(11) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社グループは、当連結会計年度末において、株式会社オプトと連結子会社16社により構成されており、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供を主とした「広告・ソリューション事業」、インターネット広告効果測定システムやサイト内解析システム等の提供を主とした「データベース事業」、WEB・IT分野を中心とした教育事業の提供を主とした「ソーシャル&コンシューマ事業」、海外におけるインターネット広告販売、情報収集、投資先支援を主とした「海外事業」、インターネット関連ベンチャー企業への投資等を行う「投資育成事業」を行っております。

| 事業区分           | 主な事業内容                                                                                                                         |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広告・ソリューション事業   | Yahoo!JAPAN、Google等インターネット広告専門の広告代理業<br>マーケティング運用支援・分析、クリエイティブ、SEO、サイト開発等の総合的な支援サービス<br>オムニチャネル開発・販売等<br>動画関連サービス<br>SNS関連サービス |
| データベース事業       | インターネット広告効果測定システム等<br>データベース事業                                                                                                 |
| ソーシャル&コンシューマ事業 | WEB・IT分野を中心とした教育事業                                                                                                             |
| 海外事業           | 海外調査・開発、投資先支援等<br>韓国でのインターネット広告専門の広告代理業等<br>米国における情報収集等<br>マーケティング運用支援                                                         |
| 投資育成事業         | インターネット関連ベンチャー企業への投資等                                                                                                          |

(12) 主要な営業所（平成26年12月31日現在）

① 当社

| 営業所  | 所在地     |
|------|---------|
| 本社   | 東京都千代田区 |
| 大阪支社 | 大阪府大阪市  |
| 沖縄支社 | 沖縄県那覇市  |

② 子会社

| 会社名       | 所在地     |
|-----------|---------|
| ㈱クラシファイド  | 東京都千代田区 |
| クロスフィニティ㈱ | 東京都千代田区 |
| ソウルドアウト㈱  | 東京都千代田区 |

(13) 従業員の状況（平成26年12月31日現在）

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,459名 | 115名増       |

- (注) 1. 従業員には、パート・派遣社員は含まれておりません。  
2. 従業員には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成26年12月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| ㈱三井住友銀行    | 4,502百万円 |
| ㈱みずほ銀行     | 2,000百万円 |
| ㈱三菱東京UFJ銀行 | 1,000百万円 |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成26年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,630,400株
- ② 発行済株式の総数 29,980,000株(自己株式4,140,000株含む)
- ③ 株主数 9,980名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------|------------|---------|
| H I B C (株)                                         | 4,899,200株 | 18.95%  |
| (株)電通デジタル・ホールディングス                                  | 4,899,000株 | 18.95%  |
| 海 老 根 智 仁                                           | 1,436,900株 | 5.56%   |
| RBC IST-OMNIBUS 15.315 NON LENDING - CLIENT ACCOUNT | 1,200,350株 | 4.64%   |
| 野 内 敦                                               | 870,000株   | 3.36%   |
| 小 林 正 樹                                             | 450,800株   | 1.74%   |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S         | 303,900株   | 1.17%   |
| CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC                | 273,100株   | 1.05%   |
| (株)タイム・アンド・スペース                                     | 260,800株   | 1.00%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)                              | 207,200株   | 0.80%   |

- (注) 1. 当社は自己株式を4,140,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。  
 3. HIBC(株)は当社代表取締役社長CEOである鉢嶺登が全株式を保有する資産管理会社であります。  
 4. (株)タイム・アンド・スペースは当社取締役である野内敦が全株式を保有する資産管理会社であります。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

- 1. 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が66,000株増加しております。



(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                       | 第8回新株予約権                      |
|-----------------------|-------------------------------|
| 発行決議日                 | 平成25年1月31日                    |
| 新株予約権の数               | 600個                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数   | 普通株式60,000株<br>新株予約権1個につき100株 |
| 新株予約権の払込金額            | 新株予約権1個当たり<br>500円            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の額 | 新株予約権1個当たり<br>69,000円         |
| 権利行使期間                | 平成25年3月4日から<br>平成29年3月3日まで    |
| 行使条件                  | (別記)                          |
| 当社取締役(社外取締役を除く)       | 保有者数: 4名<br>新株予約権の数: 600個     |
| 当社社外取締役               | 保有者数: 0名<br>新株予約権の数: 0個       |
| 当社監査役                 | 保有者数: 0名<br>新株予約権の数: 0個       |

(別記)

行使条件

1. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
2. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
3. 権利者は、平成25年12月期又は平成26年12月期の営業利益(会社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益をいう)が下記1)又は2)に掲げる各条件を充たした場合、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を当該条件の達成された期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使

可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

1) 下記(a)又は(b)を充たした場合、行使可能割合は50%とする。

(a) 平成25年12月期の営業利益が18.5億円を超過した場合

(b) 平成26年12月期の営業利益が24億円を超過した場合

2) 上記にかかわらず、平成25年12月期及び平成26年12月期の営業利益の合計が42.5億円を超過した場合、各権利者は割り当てられた本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない全ての本新株予約権を行使することができるものとする。

② 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

特記すべき事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

| 会社における地位    | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|-------------|---------|------------------------------|
| 代表取締役社長CEO  | 鉢 嶺 登   |                              |
| 取 締 役 C O O | 石 橋 宜 忠 | OPT America, Inc. 代表取締役社長    |
| 取 締 役       | 野 内 敦   | (株)Platform ID 代表取締役会長CEO    |
| 取 締 役       | 岩 切 隆 吉 | glocom, Inc. 董事長             |
| 取 締 役       | 大久保 克 彦 | (株)電通デジタル・ホールディングス 取締役常務執行役員 |
| 常 勤 監 査 役   | 石 崎 信 明 |                              |
| 監 査 役       | 大 原 猛   | (株)電通デジタル・ホールディングス 監査役       |
| 監 査 役       | 呉 雅 俊   | (株)TNPパートナーズ 代表取締役社長         |
| 監 査 役       | 山 上 俊 夫 | 弁護士                          |

- (注) 1. 取締役大久保克彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役石崎信明氏、監査役大原猛氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役呉雅俊氏は、上場企業の財務及び経理に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 取締役であった渡辺朗氏は、平成26年3月27日開催の第20回定時株主総会の終結をもって任期満了により退任いたしました。  
 6. 当社は、監査役石崎信明氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額               |
|--------------------|------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(0名) | 88,874千円<br>(一十千円)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 15,780千円<br>(15,780千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(3名) | 104,654千円<br>(15,780千円) |

- (注) 1. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円であり、これには使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。  
 2. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円です。  
 3. 監査役3名は、社外監査役であります。  
 4. 社外取締役2名(平成26年3月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含む)及び社外監査役1名については、無報酬であるため人員に含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

| 当社での地位 | 氏名     | 他の法人等の重要な兼職の状況            | 当社での主な活動状況                                                                                                    | 責任限定契約の内容                                                                 |
|--------|--------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取締役    | 大久保 克彦 | ㈱電通デジタル・ホールディングス取締役常務執行役員 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、電通グループのデジタル・ビジネス領域における事業戦略に長年携わったことにより有した、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 | 当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額として限定する契約を締結しております。 |
| 監査役    | 石崎 信明  | —                         | 当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。       |                                                                           |
| 監査役    | 大原 猛   | ㈱電通デジタル・ホールディングス監査役       | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、監査役会14回のうち13回出席し、電通グループの監査業務に携わることで得た企業監査に関する豊富な経験と高い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 |                                                                           |
| 監査役    | 呉 雅俊   | ㈱TNPパートナーズ代表取締役社長         | 当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席し、上場企業での取締役経験者としての見地、経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。                   |                                                                           |
| 監査役    | 山上 俊夫  | 弁護士                       | 当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回のうち13回出席し、弁護士としての見地より、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。                                       |                                                                           |

- (注) 1. 取締役大久保克彦氏、監査役大原猛氏が兼務する㈱電通デジタル・ホールディングスは当社の大株主であります。  
 2. 監査役呉雅俊氏が兼務する㈱TNPパートナーズと当社との関係には特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 26,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,400千円 |

(注) 1. 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬の額などの合計額であります。

2. 連結子会社のeMFORCE Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人または会計事務所の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザリー業務に対し5,281千円を支払っております。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

##### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布を行うことなどにより、取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

##### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会において「リスク管理基本方針」を制定し、管理部門を管掌する役員が中心となって役職者によって構成されるリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。リスク管理事務局は、適宜リスク管理の状況を経営会議及び取締役会へ報告しております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図っております。

##### ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社を統制する業務を遂行する担当役員は、グループ会社の業務の適正を推進・管理しております。また、グループ会社の管理業務を所管する部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適正に構築し、運用することを図っております。

##### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。

- ⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき使用人の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項を発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと認めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告することとしております。
- ⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。  
代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
取締役会で制定された「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項が定められた当社の規程及び規則において、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。  
また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策の一つとして考えており、中長期での企業価値の向上を中心に、財務体質や新規投資への資金ニーズ、業界動向、世界情勢などを総括的に勘案し、連結配当性向30%を目標とし、安定的な配当実施を重視してまいりました。この方針のもと、当事業年度末の配当金につきましては、1株当たり配当金を13円00銭とさせていただきたいと存じます。

(3) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成18年11月16日の取締役会決議により、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買取行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）に対する方針及び買収防衛策（以下「本施策」といいます。）として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入し、平成26年3月27日の第20回定時株主総会にて、平成27年3月31日を有効期限とした継続の決議をしております。

当社は株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様へ提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大量買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会への諮問を行い、勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、当社として当然の責務であると考えております。

また、当社は顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業（広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野）及び投資育成事業分野を展開しております。

当社の経営はこの各事業特性を前提とした経営のノウハウ、並びにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。



このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方にに基づき、当社としては、大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものいたします。

一般に、大規模買付行為に対する当社の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

なお、平成27年4月1日以降の本施策につきましては、平成27年3月27日開催予定の第21回定時株主総会による承認を条件として継続することとしております。

(注)：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定については、監査役会の同意を要することとしております。

監査役会は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社グループの監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求することとしております。

当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については小数点第2位で四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目            | 金 額         |
|---------------|------------|----------------|-------------|
| <b>【資産の部】</b> |            | <b>【負債の部】</b>  |             |
| 流動資産          | 26,839,853 | 流動負債           | 14,193,346  |
| 現金及び預金        | 10,398,180 | 支払手形及び買掛金      | 8,408,015   |
| 受取手形及び売掛金     | 9,750,338  | 短期借入金          | 220,000     |
| 有価証券          | 3,996,780  | 1年内返済予定の長期借入金  | 907,553     |
| 営業投資有価証券      | 1,585,459  | 未払法人税等         | 1,687,236   |
| たな卸資産         | 61,528     | 賞与引当金          | 434,055     |
| 繰延税金資産        | 154,984    | その他            | 2,536,486   |
| その他           | 1,108,738  | 固定負債           | 7,539,225   |
| 貸倒引当金         | △ 216,157  | 長期借入金          | 7,006,347   |
|               |            | 退職給付に係る負債      | 159,313     |
| 固定資産          | 12,596,597 | 繰延税金負債         | 35,807      |
| (有形固定資産)      | 792,655    | 資産除去債務         | 128,781     |
| 建物及び構築物       | 266,907    | その他            | 208,974     |
| リース資産         | 244,784    |                |             |
| その他           | 280,963    | 負債合計           | 21,732,571  |
| (無形固定資産)      | 3,598,727  | <b>【純資産の部】</b> |             |
| のれん           | 2,326,018  | 株主資本           | 15,728,980  |
| その他           | 1,272,709  | (資本金)          | 7,645,948   |
| (投資その他の資産)    | 8,205,214  | (資本剰余金)        | 7,740,278   |
| 投資有価証券        | 7,043,462  | (利益剰余金)        | 3,490,800   |
| その他           | 1,837,463  | (自己株式)         | △ 3,148,046 |
| 貸倒引当金         | △ 675,711  | その他の包括利益累計額    | 1,207,311   |
|               |            | (その他有価証券評価差額金) | 487,380     |
|               |            | (為替換算調整勘定)     | 719,931     |
|               |            | 新株予約権          | 6,836       |
|               |            | 少数株主持分         | 760,750     |
|               |            | 純資産合計          | 17,703,879  |
| 資産合計          | 39,436,451 | 負債・純資産合計       | 39,436,451  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金         | 額          |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                       |           | 66,984,083 |
| 売 上 原 価                     |           | 50,447,313 |
| 売 上 総 利 益                   |           | 16,536,769 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |           | 12,065,380 |
| 営 業 利 益                     |           | 4,471,389  |
| 営 業 外 収 益                   |           |            |
| 受 取 利 息                     | 26,822    |            |
| 受 取 手 数 料                   | 5,997     |            |
| 為 替 差 益                     | 11,749    |            |
| そ の 他                       | 60,871    | 105,440    |
| 営 業 外 費 用                   |           |            |
| 支 払 利 息                     | 21,909    |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損           | 58,300    |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失         | 362,008   |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 896       |            |
| そ の 他                       | 66,297    | 509,412    |
| 経 常 利 益                     |           | 4,067,417  |
| 特 別 利 益                     |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 114,177   |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 21,011    | 135,188    |
| 特 別 損 失                     |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 74,054    |            |
| 減 損 損 失                     | 362,330   |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 334,693   |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損           | 43,444    |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 275,173   |            |
| そ の 他                       | 42,084    | 1,131,782  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |           | 3,070,823  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 2,087,021 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △ 174,287 | 1,912,734  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 1,158,089  |
| 少 数 株 主 利 益                 |           | 65,187     |
| 当 期 純 利 益                   |           | 1,092,901  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |           |            |            |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 平成26年1月1日残高               | 7,617,986 | 7,712,346 | 3,072,641 | △217,646   | 18,185,328 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |            |            |
| 新株の発行                     | 27,961    | 27,931    |           |            | 55,893     |
| 剰余金の配当                    |           |           | △692,639  |            | △692,639   |
| 当期純利益                     |           |           | 1,092,901 |            | 1,092,901  |
| 自己株式の取得                   |           |           |           | △2,930,400 | △2,930,400 |
| 連結範囲の変動                   |           |           | 17,896    |            | 17,896     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |            | —          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 27,961    | 27,931    | 418,159   | △2,930,400 | △2,456,347 |
| 平成26年12月31日残高             | 7,645,948 | 7,740,278 | 3,490,800 | △3,148,046 | 15,728,980 |

|                           | その他の包括利益累計額  |          |               | 新株予約権   | 少数株主持分    | 純資産合計      |
|---------------------------|--------------|----------|---------------|---------|-----------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |         |           |            |
| 平成26年1月1日残高               | 5,417,587    | 333,517  | 5,751,105     | 39,798  | 1,190,189 | 25,166,422 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |          |               |         |           |            |
| 新株の発行                     |              |          | —             |         |           | 55,893     |
| 剰余金の配当                    |              |          | —             |         |           | △692,639   |
| 当期純利益                     |              |          | —             |         |           | 1,092,901  |
| 自己株式の取得                   |              |          | —             |         |           | △2,930,400 |
| 連結範囲の変動                   |              |          | —             |         |           | 17,896     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △4,930,207   | 386,413  | △4,543,794    | △32,962 | △429,439  | △5,006,195 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △4,930,207   | 386,413  | △4,543,794    | △32,962 | △429,439  | △7,462,543 |
| 平成26年12月31日残高             | 487,380      | 719,931  | 1,207,311     | 6,836   | 760,750   | 17,703,879 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 16社
- ・連結子会社の名称
  - ソウルドアウト株式会社
  - クロスフィニティ株式会社
  - 株式会社クラシファイド
  - 株式会社エスワンオーインタラクティブ
  - 株式会社サーチライフ
  - スキルアップ・ビデオテクノロジー株式会社
  - 株式会社コネクトム
  - 株式会社ライトアップ
  - 株式会社デジミホ
  - 株式会社グルーパー
  - 株式会社Platform ID
  - 株式会社Consumer first
  - 株式会社マルチメディアスクール・ウェーブ
  - OPT America, Inc.
  - eMFORCE Inc.
  - glocom, Inc.

スキルアップ・ビデオテクノロジー株式会社については、新たに株式を取得したため連結の範囲に含めております。また、株式会社コネクトム及び株式会社グルーパーについては、新たに設立したため連結の範囲に含めております。

株式会社サーチライフについては、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

株式会社ライトアップ及び株式会社デジミホについては、株式を追加取得したため連結の範囲に含めております。

株式会社モバイルファクトリーについては、当該会社の意思決定機関を支配する要件を満たさないこととなったため、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社を含めております。株式会社コンテンツワンについては、保有株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。なお、これらについては、持分比率の減少時までの損益計算書のみを連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称

香港歐芙特有限公司

Demand Side Science株式会社

OPT SEA Pte.,Ltd. (旧 MCN Asia Holdings,Pte.Ltd.)

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 5社

- ・ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

OPT SEA Pte.,Ltd. (旧 MCN Asia Holdings,Pte.Ltd.)

株式会社TAGGY

Chai Communication Co.,LTD.

株式会社ジェネレイト

株式会社モバイルファクトリー

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社等の状況

- ・ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 : 香港歐芙特有限公司

Demand Side Science株式会社

関連会社 : 株式会社アスコエパートナーズ

シャトルロックジャパン株式会社

PAP Group Corp.

レッドフォックス株式会社

株式会社ジモティー

- ・ 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用非連結子会社は、決算日が連結決算日と異なりますが、当該事業年度に関わる、計算書類を使用しております。

持分法適用関連会社のうち、株式会社TAGGY及び株式会社ジェネレイトの決算日は3月31日のため、連結決算日現在で実施した仮決算による計算書類を使用しております。

なお、その他の持分法適用関連会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ライトアップの決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

ニ. たな卸資産

・商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）  
主として定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |          |       |
|----------|-------|
| 建物及び構築物  | 3～22年 |
| 工具器具及び備品 | 2～20年 |
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準  
一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な年数で規則的に償却しております。



- ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
  - ロ. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」に表示しておりました「退職給付引当金」は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)を当連結会計年度末より適用したことに伴い、「退職給付に係る負債」として表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 一括掲記のたな卸資産の内訳

|     |          |
|-----|----------|
| 商品  | 4,888千円  |
| 仕掛品 | 40,830千円 |
| 貯蔵品 | 15,809千円 |

(2) 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 投資有価証券(株式)       | 3,050,842千円 |
| 投資有価証券(その他の有価証券) | 413,222千円   |

(3) 担保資産及び担保付債務

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 担保に供している資産 |           |
| 現金及び預金(定期預金) | 302,542千円 |
| ② 上記に対応する債務  |           |
| 支払手形及び買掛金    | 173,738千円 |

- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 723,114千円  
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,106千円が含まれております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類      | 当連結会計年度期首   | 増加         | 減少 | 当連結会計年度末    |
|------------|-------------|------------|----|-------------|
| 発行済株式      |             |            |    |             |
| 普通株式 (注) 1 | 29,914,000株 | 66,000株    | —  | 29,980,000株 |
| 自己株式       |             |            |    |             |
| 普通株式 (注) 2 | 440,000株    | 3,700,000株 | —  | 4,140,000株  |

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加66,000株は新株予約権の権利行使による増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の増加3,700,000株は、取得による増加であります。

##### (2) 新株予約権に関する事項

| 区分  | 内 訳                 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) |    |    |          | 当連結会計年度末残高 (千円) |
|-----|---------------------|------------|---------------|----|----|----------|-----------------|
|     |                     |            | 当連結会計年度期首     | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |                 |
| 当 社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | —          | —             | —  | —  | —        | 6,836           |
| 合計  |                     |            | —             | —  | —  | —        | 6,836           |

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------------|--------------|-----------------|----------------|
| 平成26年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 692,639     | 23.5         | 平成25年<br>12月31日 | 平成26年<br>3月28日 |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|-------------|--------------|-----------------|----------------|
| 平成27年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 335,920     | 13.0         | 平成26年<br>12月31日 | 平成27年<br>3月30日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

当社グループは、専門部署を通じ投資目的の有価証券を運用する、投資育成事業を行っております。なおデリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。外貨建の営業債権は、為替リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、及び当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券及び上記以外の投資有価証券は、主に株式及び組合等出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらのうち上場株式については、市場価額の変動リスクに晒されております。また、未上場株式等については、未上場企業が、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されることから、経済環境等の影響を受けやすいため、以下のリスクが存在します。

- a. 投資によってはキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。
- b. 投資によってはキャピタルロスが発生する可能性があります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建の営業債務は、為替リスクに晒されております。

借入金及び長期借入金は、運転資金等に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規定に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

|                            | 連結貸借対照表計上額 | 時価         | 差額      |
|----------------------------|------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金                 | 10,398,180 | 10,398,180 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金              | 9,750,338  | 9,750,338  | —       |
| (3) 有価証券・営業投資有価証券及び投資有価証券  | 4,756,943  | 4,756,943  | —       |
| 資産計                        | 24,905,462 | 24,905,462 | —       |
| (1) 支払手形及び買掛金              | 8,408,015  | 8,408,015  | —       |
| (2) 短期借入金                  | 220,000    | 220,000    | —       |
| (3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む） | 7,913,900  | 7,185,999  | 727,901 |
| 負債計                        | 16,541,916 | 15,814,014 | 727,901 |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券・営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、原則として株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格又は元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分                           | 連結貸借対照表計上額 |
|------------------------------|------------|
| 非上場株式                        | 4,258,149  |
| 非上場債券                        | 611,680    |
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する<br>組合への出資 | 2,585,706  |
| その他の関係会社有価証券                 | 413,222    |
| 合計                           | 7,868,758  |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券・営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 区分                            | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| (1) 現金及び預金                    | 10,398,180 | —           | —            | —    |
| (2) 受取手形及び売掛金                 | 9,750,338  | —           | —            | —    |
| (3) 有価証券・営業投資有価<br>証券及び投資有価証券 |            |             |              |      |
| 1. 債券                         |            |             |              |      |
| 満期保有目的の債券                     | —          | 250,000     | —            | —    |
| 2. その他                        |            |             |              |      |
| その他有価証券のうち満<br>期があるもの         | 4,358,460  | —           | —            | —    |
| 合計                            | 24,506,979 | 250,000     | —            | —    |

(注4) 借入金及びその他有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

| 区分        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------|
| (1) 短期借入金 | 220,000   | —           | —            | —    |
| (2) 長期借入金 | 907,553   | 6,994,038   | 12,309       | —    |
| 合計        | 1,127,553 | 6,994,038   | 12,309       | —    |

6. 1株当たり情報に関する注記

|            |      |     |
|------------|------|-----|
| 1株当たり純資産額  | 655円 | 43銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 40円  | 68銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項ありません。

## 貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額        | 科 目            | 金 額        |
|---------------------|------------|----------------|------------|
| <b>【資産の部】</b>       |            | <b>【負債の部】</b>  |            |
| 流動資産                | 18,730,168 | 流動負債           | 9,936,689  |
| 現金及び預金              | 5,070,075  | 買掛金            | 5,373,595  |
| 受取手形                | 63,959     | 1年内返済予定の長期借入金  | 664,000    |
| 売掛金                 | 5,954,938  | リース債務          | 49,428     |
| 有価証券                | 3,996,780  | 未払金            | 1,004,093  |
| 営業投資有価証券            | 1,585,459  | 未払費用           | 296,211    |
| 原材料及び貯蔵品            | 10,000     | 未払法人税等         | 1,519,637  |
| 仕掛品                 | 11,006     | 未払消費税等         | 559,977    |
| 前渡金                 | 144,876    | 前受金            | 43,553     |
| 立替金                 | 136,630    | 預り金            | 86,642     |
| 関係会社短期貸付金           | 543,819    | 賞与引当金          | 336,861    |
| 未収入金                | 1,027,818  | その他            | 2,688      |
| 繰延税金資産              | 93,746     |                |            |
| その他の貸倒引当金           | 196,427    |                |            |
|                     | △ 105,370  |                |            |
| 固定資産                | 14,018,660 | 固定負債           | 7,112,860  |
| (有形固定資産)            | 431,638    | 長期借入金          | 6,838,000  |
| 建物                  | 165,022    | リース債務          | 176,697    |
| 車両                  | 1,743      | 資産除去債務         | 97,795     |
| 工具器具備品              | 54,901     | その他            | 367        |
| リース資産               | 209,970    |                |            |
| (無形固定資産)            | 442,148    | 負債合計           | 17,049,550 |
| 特許権                 | 569        |                |            |
| 商標権                 | 1,416      | <b>【純資産の部】</b> |            |
| ソフトウェア              | 400,514    | 株主資本           | 15,205,061 |
| ソフトウェア仮勘定           | 37,445     | (資本金)          | 7,645,948  |
| その他                 | 2,201      | (資本剰余金)        | 7,740,278  |
| (投資その他の資産)          | 13,144,873 | 資本準備金          | 2,857,406  |
| 投資有価証券              | 1,290,617  | その他資本剰余金       | 4,882,871  |
| 関係会社株式              | 9,420,462  | (利益剰余金)        | 2,966,880  |
| その他の関係会社有価証券        | 413,222    | その他利益剰余金       | 2,966,880  |
| 長期貸付金               | 61,376     | 繰越利益剰余金        | 2,966,880  |
| 関係会社長期貸付金           | 1,120,000  | (自己株式)         | △3,148,046 |
| 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 | 5,348      | 評価・換算差額等       | 487,380    |
| 長期未収入金              | 590,768    | その他有価証券評価差額金   | 487,380    |
| 破産更生債権等             | 16         | 新株予約権          | 6,836      |
| 長期前払費用              | 44,548     |                |            |
| 敷金及び保証金             | 713,699    | 純資産合計          | 15,699,277 |
| 繰延税金資産              | 176,974    |                |            |
| 貸倒引当金               | △ 692,160  | 負債・純資産合計       | 32,748,828 |
| 資産合計                | 32,748,828 |                |            |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額          |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                 |           | 46,218,143 |
| 売 上 原 価               |           | 35,735,714 |
| 売 上 総 利 益             |           | 10,482,428 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 6,603,000  |
| 営 業 利 益               |           | 3,879,428  |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息               | 15,022    |            |
| 有 価 証 券 利 息           | 15,921    |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 32,615    |            |
| 受 取 配 当 金             | 74,184    |            |
| 業 務 受 託 料             | 80,066    |            |
| そ の 他                 | 48,069    | 265,880    |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 15,775    |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 40,896    |            |
| そ の 他                 | 51,307    | 107,978    |
| 経 常 利 益               |           | 4,037,329  |
| 特 別 利 益               |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 111,455   |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 21,011    | 132,466    |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 8,582     |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 1,500     |            |
| 減 損 損 失               | 30,510    |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 767,221   |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 275,173   |            |
| 債 権 放 棄 損             | 150,000   |            |
| そ の 他                 | 5,502     | 1,238,489  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 2,931,306  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,711,485 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 182,778 | 1,528,707  |
| 当 期 純 利 益             |           | 1,402,599  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |              |             |                             |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
|                                 | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金                       |             |
|                                 |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 平成26年1月1日残高                     | 7,617,986 | 2,829,475 | 4,882,871    | 7,712,346   | 2,256,920                   | 2,256,920   |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |              |             |                             |             |
| 新株の発行                           | 27,961    | 27,931    |              | 27,931      |                             |             |
| 剰余金の配当                          |           |           |              |             | △692,639                    | △692,639    |
| 当期純利益                           |           |           |              |             | 1,402,599                   | 1,402,599   |
| 自己株式の取得                         |           |           |              |             |                             |             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |           |           |              |             |                             |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | 27,961    | 27,931    | —            | 27,931      | 709,960                     | 709,960     |
| 平成26年12月31日残高                   | 7,645,948 | 2,857,406 | 4,882,871    | 7,740,278   | 2,966,880                   | 2,966,880   |

|                                 | 株 主 資 本    |            | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権   | 純資産合計      |
|---------------------------------|------------|------------|----------------------|----------------|---------|------------|
|                                 | 自己株式       | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |            |
| 平成26年1月1日残高                     | △217,646   | 17,369,607 | 5,417,536            | 5,417,536      | 39,798  | 22,826,942 |
| 事業年度中の変動額                       |            |            |                      |                |         |            |
| 新株の発行                           |            | 55,893     |                      |                |         | 55,893     |
| 剰余金の配当                          |            | △692,639   |                      |                |         | △692,639   |
| 当期純利益                           |            | 1,402,599  |                      |                |         | 1,402,599  |
| 自己株式の取得                         | △2,930,400 | △2,930,400 |                      |                |         | △2,930,400 |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |            | —          | △4,930,156           | △4,930,156     | △32,962 | △4,963,118 |
| 事業年度中の変動額合計                     | △2,930,400 | △2,164,546 | △4,930,156           | △4,930,156     | △32,962 | △7,127,664 |
| 平成26年12月31日残高                   | △3,148,046 | 15,205,061 | 487,380              | 487,380        | 6,836   | 15,699,277 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### ② 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ③ その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

###### ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### ・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

##### 2) たな卸資産評価基準及び評価方法

###### ① 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### ② 貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 5～18年 |
| 工具器具備品 | 2～10年 |
| 車両     | 2年    |

##### 2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|      |             |
|------|-------------|
| 売掛金  | 1,634,966千円 |
| 未収入金 | 784,866千円   |
| 買掛金  | 709,455千円   |
| 未払金  | 144,546千円   |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 301,779千円  
 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額2,106千円が含まれて  
 おります。

(4) 偶発債務  
 子会社の仕入先に対する買掛金1,228,714千円について債務保証を行っておりま  
 す。

4. 損益計算書に関する注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 営業取引      |             |
| 売上高       | 9,485,391千円 |
| 営業取引以外の取引 |             |
| 受取利息      | 10,697千円    |
| 業務受託料     | 78,698千円    |
| 債権放棄損     | 150,000千円   |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増 加       | 減 少 | 当事業年度末    |
|---------|---------|-----------|-----|-----------|
| 自己株式    |         |           |     |           |
| 普通株式(株) | 440,000 | 3,700,000 | —   | 4,140,000 |

(注) 普通株式の自己株式の増加3,700,000株は、取得によるものです。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |             |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産       |             |
| 貸倒引当金        | 282,598千円   |
| 賞与引当金        | 120,023千円   |
| 未払事業税        | 112,419千円   |
| 資産除去債務       | 19,210千円    |
| 投資有価証券評価損    | 399,594千円   |
| 投資簿価修正額      | 44,288千円    |
| 減損損失         | 35,811千円    |
| その他          | 20,553千円    |
| 繰延税金資産小計     | 1,034,500千円 |
| 評価性引当額       | △494,124千円  |
| 繰延税金資産合計     | 540,376千円   |
| 繰延税金負債       |             |
| その他有価証券評価差額金 | 269,656千円   |
| 繰延税金負債合計     | 269,656千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 270,720千円   |

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 流動資産・繰延税金資産 | 93,746千円  |
| 固定資産・繰延税金資産 | 176,974千円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称                                          | 所在地       | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|-------------------------------------------------|-----------|---------------------------|-----------|----------------------------|---------------|--------------------|--------------|-----|--------------|
| その他の<br>関係会社 | 株式会社<br>電通<br>(株式会社<br>電通デジタル・ホール<br>ディングスの親会社) | 東京都<br>港区 | 74,609                    | 広告業       | —<br>(被所有<br>間接<br>18.95%) | 営業取引<br>役員の兼任 | 広告売上<br>取引<br>(注2) | 8,882,519    | 売掛金 | 1,522,800    |

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(2) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 所在地         | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容          | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係         | 取引の<br>内容                    | 取引金額<br>(千円)         | 科目                                            | 期末残高<br>(千円)                |
|-----|----------------------|-------------|---------------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>クラシフ<br>アイド  | 東京都<br>千代田区 | 119                       | 広告の企<br>画・販売       | 66.01%<br>(一)              | 債務保証<br>役員の兼任         | 債務保証<br>(注2)                 | 694,495              | —                                             | —                           |
| 子会社 | クロスフ<br>イニティ<br>株式会社 | 東京都<br>千代田区 | 30                        | 広告の企<br>画・販売       | 90.00%<br>(一)              | 債務保証<br>営業取引<br>役員の兼任 | 債務保証<br>(注2)<br>仕入取引<br>(注3) | 334,393<br>5,564,210 | —<br>買掛金                                      | —<br>482,494                |
| 子会社 | ソウルド<br>アウト<br>株式会社  | 東京都<br>千代田区 | 50                        | インター<br>ネット広<br>告業 | 100.00%<br>(一)             | 仕入の代理<br>購入<br>役員の兼任  | 代理購買<br>(注3)                 | 2,387,683            | 未収入金                                          | 603,881                     |
| 子会社 | eMFORCE<br>Inc.      | 韓国<br>ソウル市  | 272                       | インター<br>ネット広<br>告業 | 90.57%<br>(一)              | 資金貸付                  | 資金貸付<br><br>利息の受取<br>(注4)    | —<br>4,762           | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金<br>その他流動<br>資産 | 100,000<br>400,000<br>1,686 |

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 仕入取引の一部について連帯保証を行っております。

(注3) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(注4) 取引金額については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

| 種類                   | 会社等の名称                                          | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容             | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------|-------------------------------------------------|------------|---------------------------|---------------------|----------------------------|---------------|-----------------------|--------------|-----|--------------|
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 株式会社<br>サイバ<br>ー・コミュニ<br>ケーションズ(株<br>電通子会<br>社) | 東京都<br>中央区 | 490                       | インター<br>ネット広<br>告事業 | —<br>(一)                   | 営業取引          | 広告媒体<br>の仕入取<br>引(注2) | 2,893,965    | 買掛金 | 533,786      |

(注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額  | 607円 29銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 52円 20銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項ありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

株式会社オプト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

株式会社オプト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 守 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月23日

株式会社オプト 監査役会

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 石 崎 信 明 <sup>㊞</sup> |
| 社外監査役            | 大 原 猛 <sup>㊞</sup>   |
| 社外監査役            | 呉 雅 俊 <sup>㊞</sup>   |
| 社外監査役            | 山 上 俊 夫 <sup>㊞</sup> |

(注) 監査役石崎信明氏、監査役大原猛氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第21期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、1株当たり配当金を13円00銭といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、335,920,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年3月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、これまで顧客のマーケティング支援を中心に事業展開し、新規事業や成長企業を輩出してまいりました。今後は、「事業創造プラットフォーム（※1）」として、ますます多くの成長企業を生み出すことで、当社グループ企業の増加が見込まれます。これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行を決断することといたしました。

当社が持株会社への移行を決断する具体的な目的は、次のとおりです。

#### (1) グループ経営の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させます。持株会社はグループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築することに注力いたします。

(2) 各事業会社の自律的経営による効率経営の実現

グループ各社に権限と責任を委譲することにより、環境変化に迅速に対応し、より一層の顧客サービス向上とコスト最適化を図ることで、グループ収益の最大化を目指します。

また、持株会社のアセットをグループ企業に提供することによって、各社が事業に注力できる環境を整えていきます。

※1 新しい事業やベンチャー企業を創出・輩出するための仕組み・組織を指します。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社オプト（平成27年4月1日付で「株式会社オプトホールディング」に商号変更予定。以下「当社」という）は、当社がマーケティング事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社オプト（以下「新設会社」という）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という）を行うことに関し、つぎのとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の目的等その他定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は東京都千代田区四番町6番とする。

第3条（新設会社が交付する株式の数および割当）

新設会社は、本件分割に際して普通株式200,000株を発行し、その全てを当社に割当交付する。

第4条（新設会社の資本金等の額）

新設会社の資本金、資本準備金および資本剰余金等の額は、以下のとおりとする。ただし、分割期日（第6条で定義される。以下同じ。）における当社の資産および負債の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 資本金の額 金100,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金0円

- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
- (4) 利益剰余金の額 金0円

第5条 (承継する権利義務)

1. 新設会社は、分割期日において、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を当社より承継する。
2. 新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額および弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。
3. 新設会社が承継する財産の移転に関して登記、登録、通知等の手続きが必要となる場合、当社と新設会社とが協力して行うものとし、登記費用その他の費用については、新設会社が負担するものとする。

第6条 (分割期日)

会社法第924条第1項第1号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という）は平成27年4月1日とし、同日をもって新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第7条 (新設会社の設立時役員の氏名)

新設会社の設立時役員の氏名は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 金澤 大輔、八田 浩、岡部 晃彦、岩切 隆吉、足立 知彦
- (2) 設立時監査役 石崎 信明、田崎 あづさ

第8条 (本計画の効力)

本計画は、当社の株主総会における承認または法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第9条 (競業禁止義務)

当社は本事業について競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

第10条 (公租公課)

新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課および保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第11条 (条件の変更および中止)

当社は、本計画作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態または経営状態に著しい変動を生じたときあるいは変動が見込まれる場合は、本件分割の条件その他本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第12条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

平成27年2月23日

東京都千代田区四番町6番  
株式会社オプト  
代表取締役社長 鉢嶺 登 ⑩

別紙1 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オプトと称し、英文では、OPT, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告、宣伝に関する企画及び制作
2. 広告代理業
3. マーケティングリサーチ
4. 情報収集、分析及び提供業務
5. コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務
6. 通信販売業
7. 出版業
8. 印刷業
9. 経営コンサルタント業

10. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
11. 損害保険の代理業及び募集に関する業務
12. 生命保険の募集に関する業務
13. 貸金業
14. 旅行業代理店業
15. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
16. 有価証券の取得、保有、運用及び売買
17. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務
18. 融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋
19. 投資顧問業及び投資業
20. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託
21. 古物品の販売及び修理
22. 電気通信事業
23. 教育研修事業
24. 投資先の斡旋及び仲介業務
25. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて、随時招集する。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。



#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第14条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第15条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第16条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行う。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会決議の省略)

第22条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

(監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

- 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第32条 当社は、取締役会決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(社外監査役との責任限定契約)

- 第33条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

- 第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

- 第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

#### 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当会社の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成27年12月31日までとする。

(法令の準拠)

第39条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(施行)

第40条 上記定款は、分割による東京都千代田区四番町6番 株式会社オプト設立のため作成したものであり、本定款は、分割が効力を生じたときからこれを施行する。

以上

#### 別紙2 承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成26年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

##### 1. 承継する資産

(1) 本事業に係る流動資産一切、ただし以下は除く

- ① 現金および預金のうち、定期預金、定積預金、郵便貯金
- ② 有価証券および営業投資有価証券
- ③ 預け金
- ④ 関係会社立替金
- ⑤ 未収収益
- ⑥ 従業員関連債権
- ⑦ 関係会社関連債権

- ⑧ その他法令上承継不能なもの
- (2) 本事業に係る固定資産一切、ただし以下は除く
  - ① 車両運搬具
  - ② 電話加入権
  - ③ 投資有価証券
  - ④ 子会社株式および関係会社株式
  - ⑤ 長期貸付金
  - ⑥ 長期未収入金
  - ⑦ その他法令上承継不能なもの

## 2. 承継する負債

- (1) 本事業に係る流動負債一切、ただし以下は除く  
法令上承継不能なもの
- (2) 本事業に係る固定負債一切、ただし以下は除く  
法令上承継不能なもの

## 3. 承継する雇用契約等

分割期日において、分割事業に従事する従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

## 4. 承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約およびコミットメントライン契約に関連する契約はこの限りでない。

## 5. 承継する知的財産権

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権およびノウハウ。ただし、オプトグループ共通のコーポレート・ブランドとしての基幹商標および基幹意匠を除く。

## 6. 許認可等

本件分割の効力発生日時点において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

以 上

### 3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

#### (1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

本新設分割に際し、新設分割設立会社は普通株式200,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。本新設分割により発行される全ての株式が当社に交付されること、また、かかる交付される株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮して、上記株式数が相当であると判断し、決定いたしました。

#### (2) 新設分割設立会社の資本金および準備金の額に関する事項

新設分割設立会社の資本金および準備金の額につきましては、効力発生日後の新設分割設立会社の事業規模や資本政策等を勘案した上で、法令に定める範囲内において、本新設分割計画書第4条に記載の資本金および準備金の額が相当であると判断し、決定いたしました。

#### (3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は平成27年4月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的の変更を行うものであります。

(2) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります)

| 現 行 定 款                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                                            | 第1章 総 則                                                                                                                                                                                           |
| (商号)<br>第1条 当社は、株式会社オプトと称し、英文では、 <u>OPT, Inc.</u> と表示する。                                                                           | (商号)<br>第1条 当社は、株式会社オプトホールディングと称し、英文では、 <u>OPT Holding, Inc.</u> と表示する。                                                                                                                           |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                                                                   | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><u>(1) 次に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u>                                                     |
| (新設)                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                   |
| 1. 広告、宣伝に関する企画並びに制作<br>2. 広告代理業<br>3. マーケティングリサーチ<br>4. 情報収集、分析及び提供業務<br>5. コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務<br>6. 通信販売業<br>7. 出版業<br>8. 印刷業 | <u>(ア) 広告、宣伝に関する企画及び制作</u><br><u>(イ) 広告代理業</u><br><u>(ウ) マーケティングリサーチ</u><br><u>(エ) 情報収集、分析及び提供業務</u><br><u>(オ) コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務</u><br><u>(カ) 通信販売業</u><br><u>(キ) 出版業</u><br><u>(ク) 印刷業</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9. 経営コンサルタント業</p> <p>10. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</p> <p>11. 損害保険の代理業及び募集に関する業務</p> <p>12. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>13. 貸金業</p> <p>14. 旅行業代理店業</p> <p>15. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</p> <p>16. 有価証券の取得、保有、運用及び売買</p> <p>17. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務</p> <p>18. 融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋</p> <p>19. 投資顧問業及び投資業</p> <p>20. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託</p> <p>21. 古物品の販売及び修理</p> <p>22. 電気通信事業</p> <p>23. 教育研修事業</p> <p>24. 投資先の斡旋及び仲介業務</p> <p>25. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(ケ) 経営コンサルタント業</p> <p>(コ) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</p> <p>(サ) 損害保険の代理業及び募集に関する業務</p> <p>(シ) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(ス) 貸金業</p> <p>(セ) 旅行業代理店業</p> <p>(ソ) 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</p> <p>(タ) 有価証券の取得、保有、運用及び売買</p> <p>(チ) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務</p> <p>(ツ) 融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋</p> <p>(テ) 投資顧問業及び投資業</p> <p>(ト) 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託</p> <p>(ナ) 古物品の販売及び修理</p> <p>(ニ) 電気通信事業</p> <p>(ヌ) 教育研修事業</p> <p>(ネ) 投資先の斡旋及び仲介業務</p> <p>(ノ) 本号(ア)乃至(ネ)に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>(2) 人材紹介業</p> <p>(3) 総務、会計・経理及び調達・購買等に関する業務並びに人事、労務管理に関する業務等の代行</p> <p>(4) 第1号(ア)乃至(ネ)に定める事業</p> <p>(5) 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 及 び 端 株</p> <p>第6条<br/>～ (条文省略)</p> <p>第7条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第9条<br/>～ (条文省略)</p> <p>第10条</p> | <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1)</u> 取締役会</li> <li><u>(2)</u> 監査役</li> <li><u>(3)</u> 監査役会</li> <li><u>(4)</u> 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条<br/>～ (現行どおり)</p> <p>第7条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1)</u> 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li><u>(2)</u> 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li><u>(3)</u> 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第9条<br/>～ (現行どおり)</p> <p>第10条</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者としてすることができる。</p> <p>第12条<br/>～ (条文省略)</p> <p>第23条</p> <p>第24条 取締役は、その決議によって、代表取締役を選定する。<br/>2 (条文省略)</p> <p>第25条<br/>～ (条文省略)</p> <p>第34条</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の過半数の決議によって選任する。<br/>2 (条文省略)</p> <p>第36条<br/>～ (条文省略)</p> <p>第52条</p> | <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第12条<br/>～ (現行どおり)</p> <p>第23条</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。<br/>2 (現行どおり)</p> <p>第25条<br/>～ (現行どおり)</p> <p>第34条</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2 (現行どおり)</p> <p>第36条<br/>～ (現行どおり)</p> <p>第52条</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>附 則</p> <p><u>第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、平成27年3月27日開催予定の第21回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が生じることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p> |

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | はち みね のぼる<br>鉢 嶺 登<br>(昭和42年6月22日生)     | 平成3年4月 森ビル(株)入社<br>平成6年3月 (有)デカレッジス〈現在の当社〉設立<br>同社代表取締役社長<br>平成13年3月 当社代表取締役社長CEO<br>平成18年1月 当社代表取締役社長CVO<br>平成20年3月 当社代表取締役会長CVO<br>平成21年3月 当社代表取締役社長CEO〈現任〉                         | 0株            |
| 2     | いし ばし よし ただ<br>石 橋 宜 忠<br>(昭和42年7月31日生) | 平成4年4月 等松・トウシュロス コンサルティング(株)〈現デロイト トーマツ コンサルティング(株)〉入社<br>平成16年1月 川瀬産業(株)入社<br>平成20年4月 当社執行役員CFO<br>平成21年3月 当社取締役CFO<br>平成25年3月 当社取締役COO〈現任〉<br>平成25年4月 OPT America, Inc. 代表取締役社長〈現任〉 | 69,400株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | の うち あつし<br>野 内 敦<br>(昭和42年12月21日生)       | 平成3年4月 森ビル㈱入社<br>平成8年10月 当社入社<br>平成11年3月 当社取締役<br>平成15年2月 当社取締役事業本部長<br>平成16年2月 当社取締役CMO<br>平成18年1月 当社取締役COO<br>平成22年3月 当社取締役〈現任〉<br>平成23年7月 ㈱Platform ID代表取締役社長<br>平成26年4月 同社代表取締役会長CEO〈現任〉                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 870,000株      |
| 4     | い わ きり りゅう きち<br>岩 切 隆 吉<br>(昭和53年4月16日生) | 平成13年4月 ㈱エフアンドエム入社<br>平成15年9月 当社入社<br>平成18年1月 当社コンテンツ本部企画部長<br>平成18年7月 当社SEM本部コンサルティング部長<br>平成22年1月 当社執行役員<br>平成23年3月 当社取締役〈現任〉<br>平成25年12月 glocom, Inc. 董事長〈現任〉                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 800株          |
| 5     | みの だ しゅう さく<br>襄 田 秀 策<br>(昭和26年7月20日生)   | 昭和49年4月 ㈱日本興業銀行〈現㈱みずほ銀行〉入社<br>平成10年6月 同社アレンジャー業務推進室長<br>平成12年4月 同社シンジケーション部長<br>平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行〈現㈱みずほ銀行〉シンジケーション部長<br>平成16年4月 同社常務執行役員シンジケーションビジネスユニット統括・シンジケーション&ローントレーディングコンプライアンス統括・グループ統括<br>平成18年4月 同社常務執行役員 グローバルシンジケーションユニット・グローバルプロダクツユニット統括<br>平成19年7月 コールバーグ・クラビス・ロバーツジャパン代表取締役 兼 共同最高経営責任者<br>平成19年9月 コールバーグ・クラビス・ロバーツキャピタル・マーケット 代表取締役<br>平成20年1月 コールバーグ・クラビス・ロバーツジャパン代表取締役社長<br>平成21年4月 日本トイザラス㈱取締役<br>平成25年5月 コールバーグ・クラビス・ロバーツジャパン代表取締役会長<br>平成26年9月 当社アドバイザー〈現任〉 | 0株            |

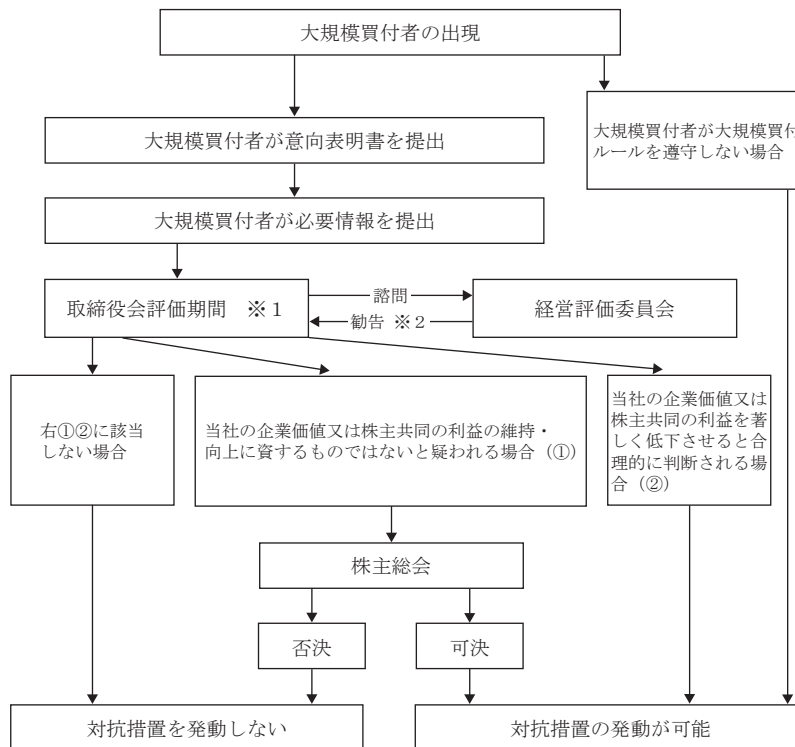
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。  
2. 鉢嶺登氏が全株式を保有する同氏の資産管理会社であるHIBC株式会社は、当社株式4,899,200株を保有しています。

**第5号議案** 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件  
 当社は、平成26年3月27日の第20回定時株主総会にて、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本施策」といいます。）について、平成27年3月31日を期限として継続する旨を決議しておりますが、本施策を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社社外監査役4名のいずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策の導入に賛同する旨の意見を述べております。

**【本施策のフローチャート】**

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考を作成されています。本施策の詳細については、2. 本施策の内容をご参照ください。



※1 取締役会評価期間は原則として、60日又は90日以内としますが、当社取締役会決議により30日間を上限として延長することができるものとし、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主及び投資家の皆様へ開示いたします。

※2 経営評価委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、又は、当社の企業価値もしくは株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われるため、対抗措置の発動について最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。また、必要に応じて株主の皆様意思を確認いたします。

## 1. 本施策導入の目的

当社取締役会は、当社が株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、後述するように、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様に提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会の勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、取締役会として当然の責務であると考えております。

加えて、当社はインターネット広告を中心としたマーケティング事業（顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業）を展開しており、下記のような事業特性を前提とした経営のノウハウ、ならびにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。現在の主な事業分野は広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野及び投資育成事業分野となっております。

広告・ソリューション事業分野においては、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOソリューションサービス、マーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネルの開発販売を行っております。株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築及び中古物件情報のクラシファイド広告、ソウルアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社がSEOソリューションサービス及びメディアコンサルティングサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。同事業において、取り扱う広告は純広告や検索連動型広告、スマートデバイス・モバイル向け広告など多岐にわたります。また、インターネット広告市場の拡大、インターネットを利用したコミュニケーションや購買が定着するなか、顧客の大型化やニーズの複雑化・高度化が進展しており、当社

がこれまで培ったインターネット広告における企画提案力や顧客・取引先との関係性などは当事業分野に必須な要素であります。

データベース事業分野においては、単体でインターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN（アドプラン）」シリーズの開発販売を行っております。また、株式会社Platform IDがオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost（クロス）」シリーズの開発販売を行っております。同事業において提供する各種サービスは顧客から高い信頼を得ており、その開発・運用販売にはインターネット広告の効果測定やサイト内解析などに関する専門的な知識・見識及び開発・運用に関わるノウハウが求められます。

ソーシャル&コンシューマ事業分野においては、株式会社マルチメディアスクール・ウェーブがIT-Web系に特化した技術者育成事業を行っております。

海外事業分野においては、韓国のeMFORCE Inc. がインターネット広告サービスの提供、OPT America, Inc. が米国展開及び情報収集、台湾のglocom, Inc. がインターネット広告の運用事業等を行っております。

投資育成事業分野においては、単体において当社グループの知見や人的ネットワークを活用して投資先を発掘するとともに、当社グループの経営資源を活用しながら投資先の成長支援を積極的に行っております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

なお、平成26年12月31日現在、当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の20.34%を保有し、株式会社電通デジタル・ホールディングスが発行済株式の16.34%を保有しており、合計で発行済株式の36.68%を当社役員等及び主要株主が保有しております。しかしながら今後も当社役員等の個々人の事情や、株式会社電通デジタル・ホールディングスが当社株式を売却する可能性は否定できません。加えて、株式の一層の流動性の向上および株主数の増加等を目的とした施策の実施や資金調達等もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があり、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得ると考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会としては、以下の内容の大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討し



て取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールへの順守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様との共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとしたします。

一般に、大規模買付行為に対する取締役会の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところではありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

## 2. 本施策の内容

### (1) 大規模買付ルール

#### [1] 取締役会に対する情報提供

大規模買付ルールの対象となる行為は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、次の各号に定める事項等を記載し又は記載した資料を添付した「大規模買付意向表明書」（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

- ① 大規模買付者の名称（商号／氏名）、本店所在地／住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先
- ② 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ③ 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ④ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ⑤ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等）、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容及び条件

- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、ならびに役員候補者及びその略歴
- ⑦ 大規模買付行為の実行に際しての、第三者との意思連絡の有無及び意思連絡がある場合におけるその内容
- ⑧ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑨ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑩ 当社の従業員、主要取引先、顧客その他の当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑪ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑫ 意向表明書の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑬ 既存の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ その他、当社取締役会が合理的に必要と判断し、提出を求める情報

なお、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報が不十分であると認められる場合、その他当社取締役会が必要と判断する場合、当社取締役会が、大規模買付者に対し追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、当社取締役会が必要かつ適切と判断した時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## [2] 取締役会における評価及び検討

大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、現金のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）

（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととして頂きます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、意向表明書の評価及び検討、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えて頂くためです。なお、大規模買付行為の態様により、当社取締役会がかかる取締役会評価期間を取締役会決議により30日間を上限として延長することができるものとし、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、経営評価委員会に諮問し、また、必要に応じて弁護士、公認会計士及び投資銀行等の外部専門家等の助言を得ながら、意向表明書によって提供された情報の評価及び検討を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。かかる意見の取りまとめに際しては、当該大規模買付行為が株主共同の利益を向上させるものか否かという観点から、買付条件、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等について当該大規模買付者による提案の内容や当該大規模買付者の属性・資力等を勘案いたします。

また、当該大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が株主共同の利益に資するものとなる可能性があるとして、当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、必要に応じて、当社取締役会として、株主に対し、当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

[3] 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。なお、当社取締役会は、経営評価委員会の勧告（後記(3)）を最大限尊重して当該検討を行った結果、株主総会を開催することなく対抗措置を発動する場合があります。

[4] 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

[5] 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、上記 [2] の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

(2) 大規模買付行為への対応方針

[1] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他会社法等の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。大規模買付対抗措置として発行される新株予約権の募集事項の概要は、別紙1に定めるとおりとします。この新株予約権には、議決権割合が一定以上である特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

[2] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

- (i) 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株券等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の事業経営上必要な動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (iii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (iv) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (v) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合

- (vi) 当該大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合
- (vii) いわゆる反社会的勢力（犯罪対策関係会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」を指し、以下同様とします。）又は反社会的勢力の支配・関与を受けた個人・団体による大規模買付行為である場合
- (viii) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- (ix) 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を発動することができるものとします。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付者から必要な情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される経営評価委員会にかかる情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適切か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適切であるか否かを諮問します。

経営評価委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適切か否か、対抗措置（現段階で想定されるものとしては、別紙1のとおりですが、経営評価委員会は、これに限ることなく、会社法上許される措置のなかで、最適なものを勧告します。）として適当なものは何か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適切であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が経営評価委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、(1) [2] に定める取締役会評価期間に含まれます。

ただし、経営評価委員会は一度本対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（別紙1「株主割当により新株予約権を発行する場合の概要 9. 新株予約権の行使期間」をご参照ください。）の前日までの間、本対抗措置の発動の中止、又は本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 大規模買付者等が大規模買付行為等中止・撤回した場合等により大規模買付行為等が行われなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付行為等が本施策に定める手続を順守することになるか、又は(2)[2]「大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合」の(i)～(ix)に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本対抗措置を発動することもしくは本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

経営評価委員会の概要及び経営評価委員会の委員の略歴は別紙2のとおりです。

(4) 本施策の有効期限ならびに廃止及び変更

本施策は、当社第21回定時株主総会において、本ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得た上で導入するものとします。

そして、本施策は、当社第21回定時株主総会決議の日より継続を開始し、その有効期限は、特段の事情のない限り、平成28年3月31日までといたします。本施策を継続する場合は、平成28年3月開催予定の当社第22回定時株主総会に議案として上程し、審議・決定いたします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の維持向上の観点から、必要に応じて廃止を含め適宜本施策の内容を変更してまいりたいと存じます。

上記のとおり、本施策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本施策を廃止することが可能です。従って、デッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、その発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、平成18年9月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき定款変更を行い、取締役任期を一年とし期差任期制を採用していないため、本施策はスロー・ハンド型の買収防衛策（取締役の交代を一度で行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

3. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、本施策の導入は株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

本施策の導入は、むしろ、大規模買付行為に関する情報を株主及び投資家に提供することを可能とするものであり、株主及び投資家の利益に資するものである

と考えております。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主が、その法的権利又は経済的利益に損失を被る可能性があります、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従いまして、適時に適切な開示を行います。大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了して頂く必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行って頂く必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。）。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当を中止、又は無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、一株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

4. 本施策の合理性

本施策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則の趣旨に合致したものです。また、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に準拠しております。

注1：「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所

有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及び特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

- 注2:「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計とします。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものならびに大量保有報告書を参照することができるものとします。
- 注3:「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上



## 別紙 1

### 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）100株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、取締役会の決議により所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権割当期日における当社の最終の発行済株式総数と同数を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の効力発生日  
取締役会が定める日とする。
5. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円を下限とし、当社の株式の割当期日における時価の二分の一に相当する価額を上限として、当社取締役会が定める額とする。なお、出資の目的は金銭とする。
7. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当の効力発生日を初日とし、6ヵ月以内の範囲で取締役会が定める期間とする。

10. 新株予約権の取得条項

新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合がある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 別紙2

### 経営評価委員会の概要等

#### 1. 経営評価委員の要件

経営評価委員会は、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件全てを満たす委員3名により構成される。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ② 現在又は過去において、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社をいい、以下同様とする。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ③ 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員であつた者と配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者

#### 2. 委員の略歴

花堂靖仁（昭和16年8月9日生）

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 昭和55年3月 | 國學院大學教授                          |
| 昭和56年3月 | 國學院大學大学院経済学研究科担当                 |
| 平成15年3月 | 早稲田大学経営専門職大学院（MBA）教授             |
| 平成17年2月 | 経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員 |
| 平成19年4月 | 早稲田大学大学院商学研究科教授                  |
| 平成21年2月 | 当社経営評価委員（現任）                     |
| 平成24年4月 | 國學院大學名誉教授（現任）                    |

岸田雅雄（昭和21年5月29日生）

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 昭和49年4月 | 司法修習（第26期）終了            |
| 同       | 神戸大学法学部助手               |
| 昭和51年4月 | 同大学法学部助教授               |
| 昭和60年4月 | 同大学法学部教授                |
| 平成16年4月 | 同大学名誉教授                 |
| 同       | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任） |
| 平成21年2月 | 当社経営評価委員（現任）            |

大塚和成（昭和46年1月18日生）

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 平成11年4月   | 司法修習（第51期）終了           |
| 同         | 弁護士登録（第二東京弁護士会）（現任）    |
| 平成14年10月  | 東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事   |
| 平成17年5月   | 公益社団法人能楽協会監事（現任）       |
| 平成18、19年度 | 明治学院大学法科大学院非常勤講師（会社法）  |
| 平成21年2月   | 当社経営評価委員（現任）           |
| 平成23年7月   | 二重橋法律事務所設立、代表パートナー（現任） |
| 平成25年6月   | 株式会社CDG社外監査役（現任）       |

以 上

別 添

### 経営評価委員会規則

(目 的)

第1条 企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて外部から客観的な意見を求め、株式会社オプト（以下「当社」という）のガバナンス機能を強化するために、経営評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

(構 成)

第2条 委員会は、以下の各号の要件を全て満たす者の中から、取締役会の決議を得て選任される経営評価委員（以下「委員」という）3名以上により構成される。なお、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員となつたことがない者
  - (2) 現在又は過去において、当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社を指し、以下同様とする）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員となつたことがない者
  - (3) 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）又は従業員であった者の配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
  - (4) 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者
- 2) 委員会は、委員の互選により委員長を選任する。

(大規模買付ルールの遵守)

第3条 委員は、当社に大規模買付ルールが導入されている場合、本規則に定められている事項に加え、当該ルールを遵守する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2) 委員は何時にても取締役会の決議をもって解任することができる。但し、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

- 3) 委員は、前項に基づき解任された場合といえども、当社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(委員会の開催)

第5条 定例委員会は、四半期に一度開催するほか、必要あるごとに臨時委員会を開催する。

- 2) 取締役社長は、重要な経営事項について、委員会の提言を求める必要がある場合には、委員に対し、臨時委員会の開催を求めることができる。
- 3) 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 4) 委員長は、審議又は報告のため、取締役、監査役、従業員、会計監査人その他の第三者を委員会に出席させることができる。

(招 集)

第6条 定例委員会は、委員長が招集する。臨時委員会は、委員長以外の委員も招集することができる。

- 2) 委員会の招集通知は、各委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
- 3) 委員会は、委員全員の同意がある場合、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数の決議によって決定する。

- 2) 本規則に定めるほか、委員会の運営に関する詳細は、委員会の決議により決定する。

(ガバナンスの評価・提言)

第8条 委員会は、取締役会から経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み並びに重要な経営判断等につき報告を受け、当社のガバナンス状況の適否、改善すべき事項等について協議を行う。

- 2) 委員会は、前項の協議を踏まえてそれぞれ当社のガバナンス状況を評価のうえ、取締役社長に対し、ガバナンス機能の強化に関する提言を行う。
- 3) 前項の提言は、原則として各委員が書面（電磁的方法を含む）により個別に実施する。但し、委員会において提言方法を特に定めたときは、これに従うものとする。

(委員会の費用請求)

第9条 委員会が、その職務の執行につき費用を支出しようとするときは、当社に前払いを請求することができる。当社は、その費用負担が委員会の職務の執行に必要なことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

(委員の権限)

第10条 委員は、いつでも、取締役、監査役又は従業員に対して、その職務の執行に関する事項又は当社の業務及び財産の状況について報告を求めることができる。

- 2) 委員は、委員会の権限を行使するために必要があるときは、当社の関係会社に対して営業状況又は業務及び財産の状況について報告を求めることができる。
- 3) 委員は、前二項に定める聴取の方針について委員会の決議があるときは、これに従うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の招集事務、議事録の作成、その他委員会運営に関する事務はCOOが指名した従業員がこれにあたるものとし、COOが管掌する。

(報酬)

第12条 委員が受けるべき報酬は、取締役会決議をもって定める。

(主管部署)

第13条 本規則は、COOが主管する。

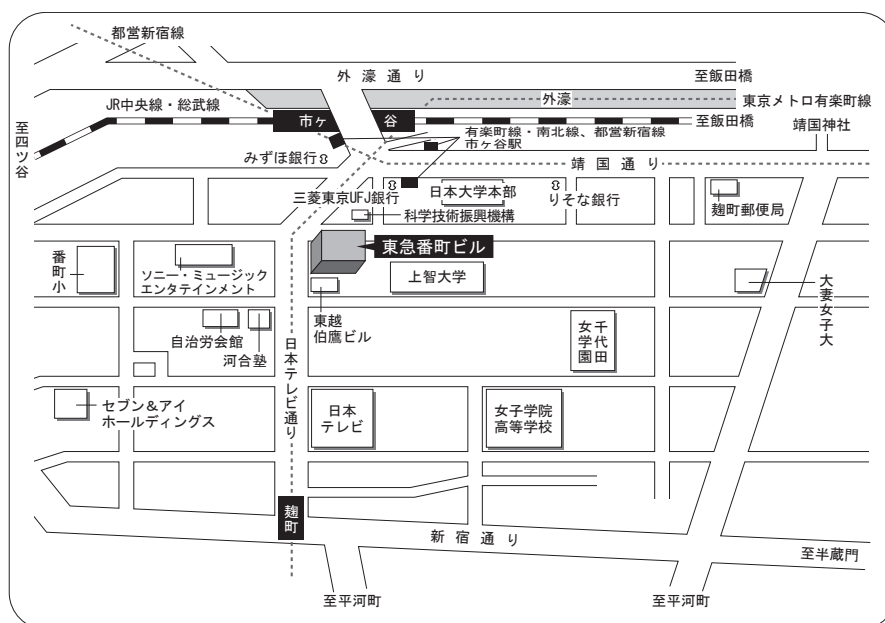
(規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、委員の了承を得たうえで、取締役会の決議又は職務権限規程に基づく稟議による決裁をもって行う。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル  
当社5階会議室



### 交通のご案内

- ・ JR中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分  
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線  
「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・ 東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分